

# 令和 7 年度

## 第 1 回

# 三重県文化財保護審議会

○事項書	1
○三重県文化財保護審議会委員名簿	2
○三重県文化財保護審議会条例	3
○令和 7 年度事業概要	4
○令和 7 年度事務分掌	6
○国指定等文化財の指定等について	8
○国・県指定等文化財の現状変更等	10
○多度大社の上げ馬神事について	18

日時：令和 7 年 8 月 28 日（木） 13 時 30 分から

場所：三重県庁 7 階 教育委員室

津市広明町 1 3

三重県教育委員会

*No.1*



# 令和7年度 第1回三重県文化財保護審議会 事項書

日時：令和7年8月28日（木）13時30分～

場所：三重県庁7階 教育委員室

## 1 挨拶

## 2 報告

- (1) 令和7年度文化財保護事業について
- (2) 国指定等文化財の指定等について
- (3) 国・県指定文化財の現状変更等について
- (4) その他
  - ・ 多度大社の上げ馬神事について

## 3 諮問

- (1) 令和7年度三重県指定候補文化財について（三重県教育委員会）
- (2) 三重県指定文化財の解除について

## 4 審議

- (1) 令和7年度三重県指定候補文化財の選考及び調査について
- (2) 三重県指定文化財の解除について

## 5 答申

- (1) 三重県指定文化財の解除について

三重県文化財保護審議会委員（任期：令和6年9月24日～令和8年9月23日）

氏名	担当分野	所属等	任用開始
岡田 昌彰	建造物	近畿大学 理工学部教授	R2
富島 義幸	建造物	京都大学大学院 工学研究科教授	R6
谷口 耕生	絵画・工芸	奈良国立博物館 企画室長	R4
永島 明子	絵画・工芸	京都国立博物館 列品管理室長	H30
門脇 むつみ	絵画・工芸	大阪大学大学院 人文学研究科教授	R6
大河内 智之	彫刻	奈良大学 文学部教授	R4
岡野 友彦	文書・典籍・ 歴史資料	皇學館大学 文学部教授	H24
川崎 佐知子	文書・典籍・ 歴史資料	立命館大学 文学部教授	R6
板井 正斉	民俗	皇學館大学 文学部教授	R4
小早川 道子	民俗	中京大学 文学部准教授	R6
小澤 毅	考古資料・史跡・ 埋蔵文化財	三重大学 人文学部名誉教授	H30
高橋 知奈津	名勝・埋蔵文化財	(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡研究室室長	H28
道林 克禎	天然記念物 (地質地形)	名古屋大学大学院 環境学研究科教授	H30
前迫 ゆり	天然記念物 (植物)	奈良佐保短期大学副学長 地域子ども学科教授	H28
森 誠一	天然記念物 (動物)	岐阜協立大学 経済学部教授	H25
浅野 聡	保存・活用	國學院大學 観光まちづくり学部教授	R4

# ○三重県文化財保護審議会条例

昭和51年3月29日三重県条例第7号  
改正 平成17年3月28日三重県条例第29号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に三重県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則（平成17年3月28日三重県条例第29号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**文化財保存管理事業費 6,477(5,926)千円**

**文化財保護審議会**  
 年2回、三重県文化財保護審議会を開催し、県指定文化財の諮問、調査審議、答申を経て、教育委員会の議決により文化財の県指定を行います。

**銃砲刀剣類登録審査会**  
 (R7 5/13・7/15・9/16・11/18・2/24)  
 銃砲刀剣類所持等取締法で定める登録審査会を、年5回実施します。  
 令和6年度 新規登録 268件・再交付 52件

**文化財パトロール**  
 県文化財保護指導委員設置要綱に基づき、49名の保護指導委員により県内の指定文化財等の巡視を実施します。

**文化財保護連絡会議**  
 R7.4.23 (県津舎)・4.25 (県熊野庁舎)  
 県内の指定文化財等の保護行政をより充実させるため、県内市町文化財保護担当者との情報共有と協議を行いました。

**天然記念物紀州犬審査会**  
 R7.6.15 (埋蔵文化財センター嬉野分室)  
 三重県文化財保護条例の規定により、審査会を開催し、優良犬を登録します。  
 令和6年度 受審4頭、合格4頭  
 令和7年度 受審4頭、合格4頭

**天然記念物日本鶏審査会**  
 R7.10.5 (埋蔵文化財センター嬉野分室)  
 三重県文化財保護条例の規定により、審査会を開催し、優良鶏を登録します。  
 令和6年度 受審14件、合格 番8件、5羽

**国・県指定文化財の保存管理への支援**  
 県内の指定文化財等の保存管理について所在する市町教育委員会と協力して、支援します。また、文化財所有者が実施する小修理等について、補助金による支援を実施します。

**国・県指定文化財の現状変更等の事務**  
 県内の指定文化財の現状変更等に関する事務を行います。

**天然記念物保存対策事業費 8,905(7,884)千円**

**天然記念物食害対策 (カモシカ生息調査)**  
 カモシカの生息状況、食害状況を把握するための調査を鈴鹿山地、紀伊山地のカモシカ保護地域とその周辺地において実施します。  
 ・ 鈴鹿山地通常調査 (モニタリング調査)  
 ・ 紀伊山地特別調査 (モニタリング調査)

**天然記念物保存管理**  
 地域を定めない指定天然記念物の保存管理の資料となる現状調査を行い、適切な保存管理を実施します。  
 今年度は、特別天然記念物オオサンショウウオの現況調査を行います。

## 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 1,902(1,912)千円

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好かつ適正に保存管理されるよう、奈良県・和歌山県や関係市町と連携して取組むとともに、追加登録を目指す市町の取組を支援します。

- ・ 世界遺産三県協議会の運営
- ・ 保存管理に対する助言・支援と熊野参詣道の復旧に対する支援
- ・ 一般県民や関係者を対象とした世界遺産の保存と活用に関する講座等の開催
- ・ 追加登録を目指す候補資産に関する調査への支援や学術審議会の開催
- ・ 「海女漁の技術」等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた協議・パネル展開催

## 地域文化財総合活性化事業費

90,000(90,000)千円

貴重な地域資源である文化財について、所有者等が行う修復・整備事業等に対し、文化財の活用事業ないしは防災事業の実施を条件として補助金による支援をします。

R7県費補助事業 合計44件予定

## 未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業費

3,143(3,929)千円

継承の危機にある祭り等の無形民俗文化財を支援するため、映像記録作成や過去の映像記録、写真等のデジタル化を行い、記録保存を図るとともに、その魅力をホームページ等で広く情報発信を行い観光資源としての魅力的な側面を活かして地域の活性化を促す事業です。また、子どもたちを対象として、県内の祭りの魅力を伝える講座や祭りを体感するイベント「みえ祭探検隊」を開催し、実際の祭りに足を運び参加してもらえるようにながすなど、未来の担い手育成につなげます。

- ・ 「みえ祭探検隊」による講座や体験イベントの開催
- ・ SNS等で無形民俗文化財の写真や動画の情報発信
- ・ 映像記録作成委託
- ・ 過去の映像記録のデジタル化委託

## 令和7年度 社会教育・文化財保護課 事務分掌表

担当		主な分掌事務
課長 まつもと まさと 松本 真人		<ul style="list-style-type: none"> <li>課の総括に関すること</li> </ul>
有形文化財班	副参事兼班長 いとう ひろひと 伊藤 裕偉	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護の総括に関すること</li> <li>有形文化財班の総括に関すること</li> <li>班の情報公開・文書管理に関すること</li> <li>文化財関係の議会・教育委員会、陳情・要望に関すること</li> <li>文化財にかかる他部局との連携に関すること</li> </ul>
	主幹兼係長 すずき たかひろ 鈴木 貴弘	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財関係の予算・収入、決算（決算審査を含む）・経理に関すること</li> <li>文化財補助金事務の総括に関すること</li> <li>会計検査院に関すること（課の総括を含む）</li> <li>文化財関係の法、条例、規則、要項等に関すること</li> <li>出納局に関すること（文化財関係）</li> <li>文化財保護連絡会議（秋季）に関すること</li> </ul>
	主幹 いながき まさみ 稲垣 雅美	<ul style="list-style-type: none"> <li>銃砲刀剣類の総括に関すること</li> <li>監査に関すること（文化財関係）</li> <li>会計年度任用職員の任用に関すること</li> <li>文化財パトロールの支出に関すること</li> <li>文化財愛護週間、文化財防火デーに関すること</li> <li>文化財関係の各種表彰、叙勲に関すること</li> </ul>
	主幹 かくしょう じゅんこ 角正 淳子	<ul style="list-style-type: none"> <li>有形文化財（建造物）の保護（防災対策等含む）に関すること</li> <li>建造物調査に関すること</li> <li>地方特別交付税交付金の事務処理の総括に関すること</li> <li>国、県、市町指定文化財の監理に関すること</li> <li>文化財保存活用地域計画に関すること</li> <li>三重県指定文化財等所有者連絡協議会に関すること</li> </ul>
	主任 わづみ さやか 和澄 さやか	<ul style="list-style-type: none"> <li>有形文化財（美術工芸品）の保護（防災対策等含む）に関すること</li> <li>県文化財保護審議会に関すること</li> <li>国の文化芸術振興費及び文化資源活用事業費事業に関すること（美術工芸品・総括）</li> <li>地方創生推進交付金事業の事務に関すること</li> <li>登録有形文化財（建造物・美術工芸品）に関すること</li> <li>日本遺産魅力発信推進事業の事務に関すること</li> <li>三重県文化財講習会に関すること</li> <li>有形文化財の展示・公開に関すること</li> </ul>

担当		主な分掌事務
記念物・民俗文化財班	班長 しんみょう つよし 新名 強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記念物・民俗文化財班の総括に関する事</li> <li>・ 班の情報公開・文書管理に関する事</li> <li>・ 危機管理推進に関する事</li> </ul>
	主幹兼係長 なかむら のりみち 中村 法道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民俗文化財の総括・保護に関する事</li> <li>・ 海女漁技術の保護に関する事</li> <li>・ 「未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業」に関する事</li> <li>・ 民俗芸能大会に関する事</li> <li>・ 環境影響評価に関する事</li> <li>・ 情報公開に関する事</li> </ul>
	主幹兼係長 みずはし きみえ 水橋 公恵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の総括・保護に関する事</li> <li>・ 文化財保護連絡会議（春季）に関する事</li> <li>・ 文化財パトロールに関する事（総括）</li> <li>・ 天然記念物の保護に関する事（ネコギギ・オオサンショウウオ）</li> <li>・ 記念物の防災（被害報告等含む）に関する事</li> <li>・ 出前トークに関する事</li> </ul>
	主査 なかむら たかとし 中村 貴俊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天然記念物の保護に関する事</li> </ul>
	主査 みやはら ゆうじ 宮原 佑治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界文化遺産の保護に関する事（総括）</li> <li>・ 無形文化財・選定保存技術の保護に関する事</li> <li>・ 「未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業」に関する事</li> <li>・ ユネスコ無形文化遺産の保護に関する事</li> <li>・ 文化的景観に関する事</li> <li>・ 食文化の保護に関する事</li> </ul>
	主任 おぼら ゆうや 小原 雄也	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界文化遺産の保護に関する事</li> <li>・ 名勝の保護に関する事</li> <li>・ 天然記念物の保護に関する事（ネコギギ）</li> <li>・ 記念物・民俗文化財等の情報発信に関する事</li> </ul>
	主任 すずき こうた 鐸木 厚太	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財の保護及び管理に関する事</li> <li>・ 出土品の文化財認定及び譲与に関する事</li> <li>・ 埋蔵文化財センターに関する事</li> <li>・ 国の文化芸術振興費及び文化資源活用事業費事業に関する事（記念物・民俗）</li> <li>・ 民間助成に関する事</li> <li>・ 天然記念物の保護に関する事（カモシカ）</li> <li>・ 紀州犬・日本鶏の審査に関する事</li> <li>・ 世界文化遺産の保護に関する事</li> </ul>

# 国指定等文化財の指定等について

国登録有形文化財（建造物）

令和7年3月21日登録答申

かぐらしゅぞう さかぐらけんかまば にしさがぐら  
神楽酒造 酒蔵兼窯場・西酒蔵



酒蔵兼窯場（南側外観）



西酒蔵（2棟が並行する南西側外観）

【所在地】 四日市市室山町

【年代】 酒蔵兼窯場：安政5(1859)年、大正後期増築、平成19年改修  
西酒蔵：明治中期、平成19年改修

【建築面積】 酒蔵兼窯場：557㎡、西酒蔵：406㎡

【登録基準】 (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

四日市市の西部に位置する四郷地区は、19世紀に入ると味噌、醤油、清酒、清酢といった醸造業が盛んとなり、それに加え製茶、製糸、紡績も発達するに及び、三重県の経済を牽引する地区へと急激に成長した。そのひとつである神楽酒造は名酒「神楽」の醸造元で、各工場の林立した四郷地区の歴史的景観を構成する要素となっている。

酒蔵兼窯場は、2階建て切妻造りの東西棟で、東西28.2m（桁行15間半）、南北14.5m（梁行8間）で、南側に東西6.5m（梁行6.5間）、南北8.2m（桁行4間半）の釜場が突出する。1階は土間で、洗米場、蒸米場、麹室等に利用されており、瓶詰め作業も行われている。釜場には煉瓦造煙突を備え、一部は検査室や事務室になっている。全体的に内部は作業場としての大規模な空間となっており、それを支える柱や梁等の豪壮な構造部材が露出し、迫力のある景観を示している。

西酒蔵は、酒蔵兼窯場に接して建ち、内部は一体の空間となっている。全体として東西21.8m（桁行12間）、南北18.6m（梁行10間）の大規模なもので、醸造作業に使用された建物である。現在は、2階を倉庫、1階を仕込みの作業場としての利用に加え、一部を酵母室や神楽酒造の歴史を伝える道具や史料を保管する展示室としている。

これら2棟は、機械化以前の醸造業のありかたを検討する上で貴重な建造物であることに加え、四郷地区の歴史的景観に寄与する建物である。

おおむらじんじゃほんでん  
大村神社本殿



本殿と宝殿（本殿は奥、手前は宝殿、北西から）

【所在地】伊賀市阿保

【年代】明治 23 年

【建築面積】22 m<sup>2</sup>

【登録基準】（一）国土の歴史的景観に寄与しているもの

大村神社は、阿保地区を開拓したとされる大村神を主祭神とする神社で、平安時代の書物『延喜式』に記される歴史ある神社であるが、戦国時代の織田信長による伊賀攻めの際に被災している。その後まもない天正 15（1587）年に建築された宝殿は、国の重要文化財に指定されている。

本殿は、4 殿あった社殿を集約するかたちで明治 23 年に新築されたもので、それまでの本殿であった宝殿を西に移し、その場所に建築された。入母屋造りの檜皮葺で、壁は板壁である。正面は 1 間、背面を 3 間とし、側面は 2 間、正面にはさらに 1 間の向拝が付く。春日造の宝殿と調和するように建てられ、拝殿や参籠所等を含め、一体となって境内の景観が形成されている。

大村神社本殿は、境内の歴史的景観に寄与することに加え、近代の神社建築を考えるうえで貴重な建造物である。

## 国・県指定文化財の現状変更等

(令和7年2月1日～令和7年7月31日申請分)

### 国 史跡

#### 齋宮跡にかかる現状変更許可申請

申請内容	件数	備考
個人・民間企業などによる申請	19件	内、法定受託事務等による許可 14件
公共機関等による地域環境整備に伴う申請	4件	内、法定受託事務等による許可 3件
史跡環境整備及び維持管理等に伴う申請	0件	内、法定受託事務等による許可 0件
計画的発掘調査のための申請	2件	内、法定受託事務等による許可 0件
計	25件	内、法定受託事務等による許可 17件

#### その他の現状変更許可申請 (備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可)

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
松坂城跡	R7.3.10		松阪市長	発掘調査	
松坂城跡	R7.4.11		松阪市長	発掘調査	
熊野参詣道伊勢路	R7.4.18		尾鷲市長	史跡整備	
上野城跡	R7.5.20		伊賀市長	便益施設改修	

#### 毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
上野城跡	R7.5.30	伊賀市長	石積崩落
本居宣長旧宅 同宅跡	R6.9.30	公益財団法人鈴屋遺蹟保存会	春庭旧宅の柱腐食

### 県 史跡

#### 現状変更許可申請

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容
田丸城跡	R7.2.3		玉城町長	石垣修理工事
旧越賀村郷蔵	R7.2.3	R7.3.25	志摩市長	庇修理工事
田丸城跡	R7.2.26	—	玉城町長	支障木伐採
田丸城跡	R7.3.7	R7.4.20	玉城町観光協会	照明機器の設置・撤去
田丸城跡	R7.3.25		玉城町長	支障木伐採 (期間延長)
鍵屋の辻	R7.4.30		伊賀市長	耐震補強工事等

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容
上野城跡	R7.6.9		三重県立上野高等学校 校長	内堀斜面の復旧・補強
田丸城跡	R7.6.10		玉城町長	擁壁修理に伴う測量・地盤調査
田丸城跡	R7.6.24		玉城町長	仮設足場・仮設事務所の設置
津城跡	R7.7.2		津市長	建物解体工事
おじよか古墳	R7.7.11		志摩市長	発掘調査

き損届：該当なし

## 国 史跡及び名勝

現状変更許可申請：該当なし

き損届

文化財名	届出日	届出者	内容
城之越遺跡	R7.5.14	伊賀市長	遺構木材レプリカ脱落

## 県 史跡及び名勝

現状変更許可申請：該当なし

き損届：該当なし

## 国 名勝

現状変更許可申請（備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
二見浦	R7.6.9		伊勢市長	発掘調査	

毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
三多気のサクラ	R7.2.26	津市長	ヤマザクラ 3本枯死
諸戸氏庭園	R7.5.1	(公財)諸戸財団 代表理事	モミジ 1本倒壊、藤茶屋中門蟻害

## 県 名勝

### 現状変更許可申請

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
稻生山の躑躅	R7.2.13	R7.3.10	(宗)伊奈富神社	紫躑躅の補植	
伊奈富神社庭園	R7.2.21	R7.3.29	(宗)伊奈富神社	神社施設改修	

毀損届：該当なし

## 国 天然記念物

### オオサンショウウオにかかる現状変更許可申請（備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可）

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長	R7.2.12		土砂撤去工及び河床ブロック復旧工（保護調査：一時捕獲及び移動）	伊賀市	公共工事
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長	R7.5.27		土砂撤去工（保護調査：一時捕獲及び移動）	伊賀市	公共工事
三重県知事	R7.6.24		基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（保護調査：一時捕獲及び移動）	伊賀市	公共工事
三重県知事	R7.6.30		地区定護岸工ほか（保護調査：一時捕獲及び移動）	伊賀市	公共工事
国土交通省紀伊山系砂防事務所長	R7.7.7		砂防ダム工事（保護調査：一時捕獲及び移動）	名張市	公共工事

**ネコギギにかかるにかかる現状変更許可申請**（備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可）

申請者	申請日	完了日	内容	申請地	備考
いなべ市教育委員会 教育長	R7.2.4		天然記念物再生事業に伴う移動及び飼育展示	いなべ市	国補
三重県知事	R7.2.4		砂防施設修繕工事に伴う保護調査（移動・飼育）	いなべ市	公共工事
いなべ市教育委員会 教育長	R7.5.7		天然記念物再生事業に伴う保護増殖した個体の放流	いなべ市	国補
三重県知事	R7.5.9		河川災害復旧工事に伴う保護調査（移動・飼育）	いなべ市	公共工事
三重県知事	R7.5.27		橋脚耐震補強工事に伴う保護調査（生息状況調査）	大台町	※公共工事
三重県知事	R7.5.27		橋脚耐震補強工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	大台町	公共工事
三重県知事	R7.6.4		一般県道横輪南勢線（11号箇所）道路改良工事に伴う保護調査（一時捕獲・移動）	伊勢市	公共工事
三重県知事	R7.6.9		一級河川大内山川河川改修工事（一時捕獲・移動）	大紀町	公共工事
三重県知事	R7.6.20		一級河川一之瀬川河川災害復旧工事（生息状況調査）	度会町	※公共工事
三重県知事	R7.6.20		一級河川一之瀬川河川災害復旧工事（一時捕獲・移動）	度会町	公共工事
三重県知事	R7.7.17		一級河川宮川河川堆積土砂撤去工事（生息状況調査）	大台町	※公共工事
三重県知事	R7.7.17		一級河川宮川河川堆積土砂撤去工事（一時捕獲・移動）	大台町	公共工事
伊勢市長	R7.7.18		一般河川五十鈴川河川災害復旧工事（一時捕獲・移動）	伊勢市	公共工事

**その他の天然記念物にかかる現状変更許可申請**（備考欄の\*印は県の法定受託事務等による許可）

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
九木神社樹叢	R7.2.18		中部電力パワーグリッド株式会社	支障枝の伐採	
田光のシデコブシ及び湿地植物群落	R7.3.5		菰野町長	観察路の設置（木杭・ロープ設置）	
田光のシデコブシ及び湿地植物群落	R7.3.14		東北大学大学院生命科学研究所 教授	学術調査のための植物採取	
イイジマムシクイ	R7.6.19		都留文科大学 非常勤講師	生息状況調査（研究目的）	

## 毀損・滅失届

文化財名	届出日	発見日	届出者	内容
カモシカ	R7.3.21	R7.3.14	津市教育委員会教育長	1 個体 (自然死)
カモシカ	R7.4.1	R7.3.24	津市教育委員会教育長	1 個体 (自然死)
カモシカ	R7.4.15	R7.4.10	熊野市教育委員会教育長	1 個体 (自然死)
カモシカ	R7.6.20	R7.6.18	津市教育委員会教育長	1 個体 (自然死)

## 県 天然記念物

### 現状変更許可申請

申請者	申請日	完了日	申請者	内容	備考
奥郷の寒椿「獅子頭」	R7.3.14		菰野町長	き損に伴う腐朽幹の除去	
長太の大楠	R7.4.1		鈴鹿市長	落雷被害による樹勢回復のための土壌改良	
嘉例川ヒメタイコウチ生息地	R7.4.20		ヒメタイコウチ・ホトケドジョウ保存会代表	生息地の保護及び啓発	
アイナシ	R7.4.24		所有者等	病害防除（再生事業）に伴う、枝管理及び薬剤散布	
逆柳の甌穴	R7.6.19		高尾住民自治協議会千方伝承会会長	逆柳の甌穴まつり実施に伴う環境整備	
和具大島暖地性砂防植物群落	R7.6.30		中部環境事務所伊勢志摩国立公園管理事務所長	アカウミガメおよび植生調査	

毀損届：該当なし

## 国 重要文化財（建造物）

現状変更許可申請（備考欄の＊印は県の法定受託事務等による許可）：該当なし

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの：該当なし

### 毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
専修寺 山門ほか 10 棟	R7.4.11	(宗) 専修寺 代表役員	賜春館南西隅の便所及び土間の崩落
庫蔵寺本堂	R7.5.12	丸興山庫蔵寺 住職	南側屋根の獣害による破損
金剛證寺本堂	R7.5.20	(宗) 金剛證寺 代表役員	南側屋根檜皮の一部破損
旧賓日館 本館 大広間棟 土蔵	R7.7.8	伊勢市長	本館資料室中庭側雨戸戸袋床板の経年劣化による落下

修理届：該当なし

防災施設の機能低下の報告：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届：該当なし

## 県 有形文化財（建造物）

現状変更許可申請：該当なし

### 毀損届

文化財名	届出日	届出者	内容
旧諸戸家住宅(六華苑) 表門・一番蔵・二番蔵・ 番蔵棟・旧高須御殿・稻荷社	R7.3.17	桑名市長	表門西側屋根の熨斗瓦 1 枚の落下
入交家住宅 主屋、長屋門、表屋、土蔵	R7.4.17	伊賀市長	主屋と角屋接続部谷樋の経年劣化及び瓦のずれによる雨漏り

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

## 国 登録有形文化財（建造物）

### 現状変更届

文化財名	申請日	完了日	申請者	内容	備考
旧国鉄名松線伊勢奥津駅給水塔	R7.6.4		津市	経年劣化が著しいため、塗装修繕、屋根修繕、架台コンクリート修繕を実施	

毀損届：該当なし

所有者変更届：該当なし

## 国 重要文化財（美術工芸品）

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

### 所在の場所の変更届

文化財名	届出日	届出者	変更場所	内容	備考
更科紀行 芭蕉自筆稿本	R7.5.15	伊賀市	芭蕉翁記念館	所有者による公開（展示）	

## 県 有形文化財（美術工芸品）

現状変更許可申請：該当なし

き損届：該当なし

### 修理届

文化財名	届出日	届出者	内容
木造阿弥陀如来立像	R7.7.1	大福田寺	左手指先新補、左首・天衣欠損部位の固定・新補、右側天衣を木釘で固定。

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届（長期）：該当なし

## 国 重要無形民俗文化財

代表者変更届：該当なし

## 国 重要有形民俗文化財

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届：該当なし

## 県 有形民俗文化財

現状変更許可申請：該当なし

毀損届：該当なし

修理届：該当なし

所有者変更届：該当なし

所在の場所の変更届：該当なし

## 県無形民俗文化財

### た ど たいしや あ うましんじ 多度大社の上げ馬神事

伝 承 地：桑名市多度町多度 1681

保 持 団 体：多度大社

保持団体住所：桑名市多度町多度 1681

県 指 定 日：昭和 53（1978）年 2 月 7 日

#### 【概要】

多度大社上げ馬神事は、上げ馬ややぶさめ神事をはじめとし、古式の祭礼形態や成人への通過儀礼の形態をよく残し、庶民の暮らしの変遷を知るための資料としても重要であることから、昭和 53 年に県の無形民俗文化財に指定されている。

上げ馬神事は、上げ坂や土壁を駆け上がる勇壮な行事が注目される一方、平成に入ると動物愛護にかかる世論の意識が高まり、動物に対して適切な取扱いを求める声が保持団体や行政に対し寄せられた。県教育委員会には指定の取り消しや解除にかかる要望等が寄せられた。これらを踏まえ、県教育委員会は保持団体に対して、平成 8 年度および平成 22 年度に動物の適切な取扱いや安全管理にかかる通知や勧告を行い、改善に向けた取組を行った。

こうしたなか、令和 5 年 5 月に開催された上げ馬神事において、祭馬の骨折・殺処分という事態が発生し、動物愛護にかかる批判が保持団体や地元自治体をはじめ、県教育委員会に対して数多く寄せられた。

県教育委員会も、県文化財保護審議会（以下、審議会）の建議を受け、保持団体に対し、動物保護や安全管理、ガバナンスの徹底等の勧告を行い、調査の実施を伝達した。なお、神事主催者である多度大社と御厨会も、自主的に改善策をまとめ、県に提出した。

令和 6 年度、三重県教育委員会は、勧告にかかる改善策の実施や文化財的価値の変化について、上げ馬の事前練習にあたる馴致<sup>じゅんち</sup>及び神事当日に、審議会委員とともに現地調査を実施した。その結果、勧告で指摘した、動物愛護や安全管理、ガバナンスの徹底にかかる対策は、問題なく実施されていることを確認し、神事についても従来と同じく実施され、文化財的価値も良好に保たれていると判断した。また、審議会からは、さらなる安全対策やガバナンスの明確化のために、今後 5 年間を目途に県教育委員会が調査し、審議会に報告するよう提言があった。

これを受けて、令和 7 年度も県教育委員会は、馴致（4 月 19 日）及び神事当日（5 月 4 日・5 日）に現地調査を実施した。その結果、動物愛護や安全管理、ガバナンスの徹底について、引き続き対策が適切に実施されており、神事の文化財的価値も保たれていることを確認した。

## 1 指定内容および現状

### （1）指定内容

多度大社上げ馬神事は、多度大社（桑名市多度町多度）およびその周辺で行われている神事で、馬に乗った若者が急峻な坂を駆け上がる上げ馬神事や、須賀の馬場で行

われるやぶさめ神事をはじめ、さまざまな神事が行われている。これらは、古式の祭礼形態や成人への通過儀礼の形態をよく残し、庶民の暮らしの変遷を知るための資料として重要であることから、昭和 53（1978）年 2 月 7 日に県の無形民俗文化財に指定された。

## （2）神事の現状

神事は、「御厨」と呼ばれる地元の 7 地区（多度、小山、猪飼、北猪飼、戸津、力尾、肱江）によって行われる。肱江は祭礼の中心となる神児を選出する地区、肱江を除く 6 地区は馬を 1 頭ずつ出す地区とされている。

新型コロナウイルス感染症拡大により令和 2～4 年度の上げ馬神事が中止となったことや、近年の少子化の影響もあり、令和 6 年度の上げ馬神事については、猪飼、戸津、力尾 3 地区が一時休止となり、多度、小山、北猪飼の 3 地区のみで担った。

令和 7 年度は、小山、戸津、北猪飼、力尾、多度の 5 地区が神事に参加した。

## 2 これまでの経緯

上げ馬神事は、上げ坂や土壁を駆け上がる勇壮な行事が注目される一方、平成に入ると動物愛護にかかる世論の意識が高まり、動物に対して適切な取扱いを求める声が保持団体や行政に寄せられるようになった。県教育委員会も保持団体や地元に対して、改善のための指導を行ってきた。これまでの経緯については、次のとおりである。

（平成 8 年度）

- ・ 動物愛護団体より、県教育委員会に指定の取消しを求める要望書が提出される。
- ・ 県文化財保護審議会が県教育委員会に建議。
- ・ 県教育委員会が保持団体に、動物の取り扱いや運営について改善を求める通知を行う。

（平成 16 年度～令和元年度）

- ・ 上げ馬神事の巡視を実施。

（平成 21 年度）

- ・ 動物愛護団体から、県に県指定解除の要望が出される。
- ・ 県文化財保護審議会が調査の実施および調査内容を決定。

（平成 22 年度）

- ・ 県文化財保護審議会および県教育委員会が、上げ馬神事を調査。
- ・ 県文化財保護審議会が県教育委員会に建議。
- ・ 県教育委員会が保持団体に対し、動物虐待の根絶や青少年の健全育成、安全な神事の運営を求める勧告を行う。

（平成 23・24 年度）

- ・ 県教育委員会から保持団体に対し助言の文書を発出。

（令和 2～4 年度）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により神事中止。

（令和 5 年度）

- ・ 5 月 5 日の神事で馬一頭が転倒、骨折し殺処分となる。
- ・ 動物愛護団等から保持団体や行政等に多数の批判が寄せられる。

- ・ 県文化財保護審議会が県教育委員会に建議。(令和5年8月3日)
- ・ 県教育委員会が保持団体に対し、動物愛護や安全管理、ガバナンスの徹底にかかる勧告を行う。(令和5年8月17日)
- ・ 神事主催者(多度大社・御厨総代会)が、多度大社上げ馬神事在り方検討会(10・11・12月開催)で改善策を検討。
- ・ 神事主催者が県教育委員会の勧告を受け、自主的に改善策を提出(多度大社宮司・御厨会会長の連名)。(令和6年3月25日)

(令和6年度)

- ・ 多度大社御厨総代会により、「上げ馬神事事故防止対策協議会」(令和6年4月10日)開催。令和5年度の動物愛護団体を中心とした批判を受け、具体的な対策を考えているか確認。
- ・ 多度大社御厨総代会により、「上げ馬神事事故防止対策協議会反省会」(令和6年6月20日)開催。県教育委員会は、多度祭反省報告書を提出。令和6年度多度祭における反省点及び成果について意見した。
- ・ 多度大社御厨総代会により、「多度大社上げ馬神事の在り方検討会」(令和6年7月30日、令和7年3月28日)開催。令和6年度多度祭における改善策の検討を行った。
- ・ 多度大社御厨総代会により、神事関係者対象の「講習会」(令和7年3月～4月)開催。県教育委員会は「多度大社上げ馬神事と無形民俗文化財」、三重県桑名保健所は「動物愛護管理」の内容で講習を行った。

### 3 調査内容

今回の調査は、令和6年度に引き続き県教育委員会のみが実施したものである。

調査は、馬を上げ坂に慣れさせるために行われた4月19日の馴致と、5月4日・5日の神事当日に実施した。

#### (1) 調査体制

○馴致(4月19日)

- ・ 県教育委員会事務局 4名

○神事当日(5月4日)

- ・ 県教育委員会事務局 6名(うち、県庁待機1名)

○神事当日(5月5日)

- ・ 県教育委員会事務局 7名(うち、県庁待機1名)

#### (2) 調査内容

調査は次の点について、確認を行った。

- ① 動物愛護の精神を遵守し、馬を威嚇する行為等が根絶されているか
- ② 神事の実施にあたり、安全環境の整備と十分な準備のうえ、徹底した安全管理が行われているか
- ③ 神事の実施主体が明確となり、十分なガバナンスがなされているか
- ④ 指定文化財として、文化財的価値が保たれているか

#### (3) 現地調査および聴取調査

○馴致(4月19日)

現地調査：馬の待機場所、練習場所、出走地点、走路、上げ坂、神社境内、

### 移動経路等

聴取調査：多度大社、各御厨、関係機関等（於：多度大社豊明殿および現地）

○神事当日（5月4・5日）

現地調査：馬の待機場所、練習場所、出走地点、走路、上げ坂、神社境内、  
移動経路等

## 4 調査結果

令和5年の上げ馬神事以降、保持団体および神事関係者は「多度大社上げ馬神事  
在り方検討会（以下、検討会）」を開催し、獣医師や専門家、行政機関等を招聘し、  
動物愛護や安全管理等にかかる改善に向けた検討を行った（教育委員会もオブザー  
バーで参加）。令和7年度の神事においても、検討会で提示された対策は概ね実行さ  
れていた。また、神事の文化財的価値についても、適切に保全されていたことを確  
認した。

詳細は次のとおり。

〈令和6年度の反省等をふまえたおもな改善策〉

- ・ 馬が安全に自然に減速するよう、坂上に砂を敷いた円形の走路を設置。
  - ・ 鞭の不使用。
  - ・ 馬に接する関係者の禁酒徹底。
- ① 動物愛護の遵守及び馬を威嚇する行為等の根絶について
- ・ 坂上の円形走路や撒かれた砂により、ほとんどの馬は自然に減速していた。
  - ・ 鞭は不携帯とした。馬は引手の誘導等によりスムーズにスタートできていた。
  - ・ 馬運車は馬繋場付近に（緊急時は馬の走路を走行）、獣医師は上げ坂付近に待機していた。
- ② 人馬ともに安全な神事の実施及び徹底した安全管理について
- ・ 馬を取り扱う神事関係者は、講習会の受講が義務付けられ、実践されていた。
  - ・ 監視委員が境内および周辺を巡回し、警察と連携して安全管理を行っていた。
  - ・ 場内アナウンスを活用し、観客へ注意喚起が十分行われていた。
  - ・ 馬繋場ではミスト等による馬への暑熱対策が行われていた。
  - ・ 馬が坂を走りやすいよう御厨関係者が坂の両側で手をつないで並んでいた。
  - ・ 1頭が上げ坂の途中で走行を中断したが、安全に引き返していた。
  - ・ 須賀の馬場乗、やぶさめにおいても、馬や騎手に怪我や事故はなかった。
- ③ 実施主体及びガバナンスの徹底について
- ・ 実施主体である「多度大社御厨総代会（以下、総代会）」の規約が作成され花馬区長（御厨会会長）が代表を、多度大社と次期花馬区長が副会長を務めることや、事務局が多度大社に置かれることが規定された。
  - ・ 事前の準備や馴致、神事当日において、総代会が主体的に対応し、動物虐待の根絶や安全管理にかかる統制もなされていた。
  - ・ 境内や棧敷席等に改善内容等を記したチラシを掲示し、観客に周知していた。
- ④ 文化財的価値について
- ・ 上げ坂の形状は変更したものの、上げ馬ややぶさめをはじめとした神事について、習俗や行為にかかる本質的な変化はなく、文化財的価値は保持されていた。

- ・ 令和7年度の神事に不参加であった1地区（猪飼）については、今後の継続を含む「休止」であることを確認した。

## 5 まとめ

馴致および神事当日の調査の結果、保持団体で真摯な検討がなされ、県教育委員会の勧告を踏まえた改善策が今年度も実施されていた。また、文化財的価値についても、十分保持されていた。

今後も動物愛護の精神が遵守されるとともに、安全かつ文化財的価値が保持された神事が継承されるよう、引き続き保持団体や関係機関に指導・助言を行っていく。

資料



図1 多度祭関係地図\*石神教親「神ののりものとしての馬」(『BIOSTORY』32、2019年、誠文堂新光社) から転載



図2 「上げ馬神事」時の馬の動き

## 多度大社例祭神事略解

●5月4日（前日祭）

### 1. 例祭前日祭（午前8時）

註 宮司以下神職が両宮の大前で祭典を奉仕する。

### 2. 騎手（祭馬）乗込（午前9時30分）

- 註1 地区の人等を守られた騎手は馬に乗って齋宿を出発し神社の馬場に向かう。
- 2 祭馬は1地区3頭宛であるので各地区とも2頭は空馬で騎手の後に従う。
- 3 馬場に到着後直ちに神社に向かって馬場を走らせる。
- 4 神社の馬場に向かう途中で小山・戸津・多度は合流する。同様に北猪飼・力尾も合流し、神社に向かう。

### 3. 馬場乗（午前11時頃）

註1 5地区の乗込が全部終わって少憩の後、各地区の馬が（騎手が乗り）3往復する。（時間の都合で回数を増減する。）

### 4. 坂爪掛（午前12時頃）

註1 上げ馬を行う5地区から代表が出て、築いた坂の一部を青竹でけずり馬の駆上り易いようにする。

### 5. 上げ馬（午後1時頃から10回）

- 註1 5地区が2回宛行う。
- 註2 1回ごとに祭馬は替わるが騎手は変わらない。

### 6. 須賀馬場乗込及び馬場乗（午後4時頃から）

- 註1 上げ馬（10回）が全部終了してから楠下で騎手（5人）と神職が盃を交し、お祝いをうけ列次を整えて須賀の馬場（多度駅の東、お旅所のある所、神社から凡そ3km）に乗り込む。
- 2 須賀の馬場で5地区それぞれ遡道3度、駈3度宛馬を走らせる。
- この日の騎手の服装は小袖（和服）の上に神を著け、太刀を佩き陣笠を冠る。

### 7. 騎手宮籠り（午後9時30分より）

註1 5地区の各騎手が神社に参集。騎手の謹製した鞭を神社に納め神職と盃式を行う。各騎手、神社で一晩お籠りをする。

●5月5日（本祭）

### 1. 例祭（午前6時）

- 註1 両宮大前で行う。
- 5地区の騎手は早暁、御手洗川で沐浴して心身を清めて祭典に参列する。
- 2 神児・騎手・弓取が正装で参列する。氏子や崇敬者が多数参拝する。
- 3 騎手は祭典後、各齋宿に戻る。

### 2. 発騎途中の弦打

註 騎手は齋宿を出発してから神社に到着するまでの途中、所定の場所で古例により馬上で弦打をする。

### 3. 神児・騎手（祭馬）乗込（午前10時30分頃）

- 註1 小山・戸津・多度地区の乗込は前日と同じ。
- 2 神児は北猪飼・力尾の騎手と隔番で盃を行い、共に乗り込む。

### 4. 馬場乗（午前11時30分頃）

註 4日に行ったのと同様。但し回数が5地区各2回宛

### 5. 神児迎え式（午後1時頃より）

- 註1 神社の使が金幣を捧持して馬場を前進してくる神児を迎える作法を7度半繰り返す。
- 2 神児迎え式には各字代表5人の警固が立会う。

### 6. 上げ馬（午後2時頃より5回）

- 註1 神児迎えの行事が済み、神児の赤い傘が開じられると直ちに1番目の祭馬（花馬）が馬場を走り出し上げ馬が始まる。
- 2 この瞬間が神事のクライマックス。

3 この神事に関係する人は神事のことに精通熟練したものが関わる。

### 7. 神輿渡御（午後4時頃）

- 註1 上げ馬が終わり神輿が出るまでに凡そ半時間を要する。（この間、楠木廻りの行事あり）
- 2 御旅所への行列の列次  
神児・神・大幣・金幣・神宝（童子が捧持）・神輿・宮司以下職員・絶代・騎手及び弓取（乗馬）
- 3 御旅所に到着するまでに途中で古式による諸行事がある。

### 8. 御旅所祭典

註1 船着社での祭典と御旅所での祭典とがある。

### 9. やぶさめ

- 註1 神の的と称し御旅所に駐輦中の神輿の前で小山地区の騎手だけが騎射を勤める。
- 2 5地区の騎手がそれぞれ1回宛騎射（馬に乗って弓を射る）

### 10. 神輿還御

- 註1 御旅所から神社へ戻る。
- 2 列次は往の反対（但し、神職は神輿の後となる）
- 5日の騎手の服装は花笠を冠り、行藤をはき、具足の上に大紋をつけ、腕を負う、弓取は陣笠を冠り小袖の上に神を著け太刀を佩く。

神児の出る地区 脇江

騎手の出る地区 多度・小山・戸津・北猪飼・力尾



写真1 上げ坂の状況（5月4日神事前）



写真2 多度大社境内 円形の走路（5月4日）



写真3 上げ馬神事（5月4日）



写真4 馬減速後（5月4日）

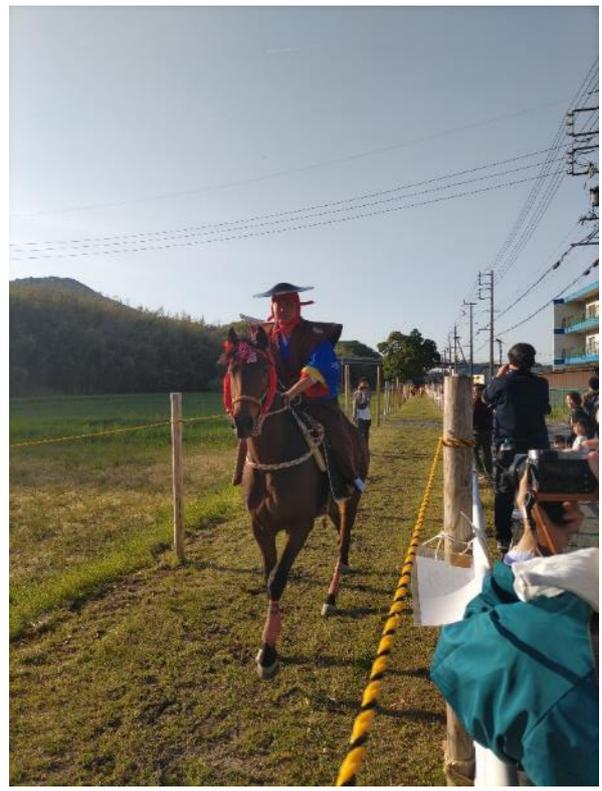


写真5 須賀の馬場乗（5月4日）



写真6 神児迎え式（5月5日）